

## 埼玉医療生活協同組合解散予定に伴う住所変更、名義変更のお願い

埼玉医療生活協同組合は、令和3年6月13日（日）に開催した第39回通常総代会において、行政庁の認可をもって解散することを決議しました。

解散の期日は未定ですが、解散日が決定しますと、解散日をもって組合員の皆様方は、組合員の資格がなくなります。それまでは現状の通り埼玉医療生活協同組合の組合員として、羽生総合病院や皆野病院、ふれあいクリニック、あいの郷、須影ほのぼのホームなどの施設をご利用いただけますし、健康診断や人間ドック及び文書料金の組合員特典をお受けいただけます。

従いまして、**急いで脱退手続きをしていただく必要はありません。**  
解散に伴って出資金返還の手続などが必要になりましたら、事務局から通知させていただきます。

つきましては、住所を変更している場合や、組合員がお亡くなりになっている場合は、手続き上大変困ることになりますので、**住所変更や名義変更はお早めにお問い合わせいたします。**

また、それでも組合脱退を希望される方は窓口へご相談ください。なお、脱退手続が完了した時点で、組合員の資格がなくなりますので、組合員特典はお受けいただけなくなりますことをご了承ください。

窓口（平日 9:00～17:00・土曜 9:00～12:30）	
埼玉医療生活協同組合 事務局 羽生市大字下岩瀬 446 番地 （羽生総合病院内） TEL 048-562-3021	皆野病院 地域医療事業課 皆野町皆野 2031-1 TEL 0494-62-6300